6. 生　　活

Ⅰ　生活の心得

和洋生としての誇りを胸に、礼節を尊び、規律ある学校生活を送る。

Ⅱ　生活上の注意

［1］校内生活

①　端正な身だしなみ、品位ある行動を心掛ける。

②　校内では質素、謙譲にして礼儀を守り、先生・保護者・来客・学校関係者に挨拶を心掛ける。

③　始業時刻 10 分前までには登校する。
　1 ヶ月に 5 回以上の遅刻があった生徒には特別な指導がある。

④　身分証明書・生徒手帳は常に携行すること。万一紛失した場合はすぐに担任に申し出ること。

⑤　登校後は、先生の許可がなければ校外に出てはならない。

⑥　授業開始チャイム前に着席し、準備をする。朝礼・集会等の集合も敏速に行う。

⑦　購買部・学生ホールの利用は、学活・ホームルームや授業時間以外とする。
　（缶飲料水・紙コップ入り飲料水・アイスは校舎内に持ち込まない）
　購買部　営業時間
　　本部　　月～金 8：00 ～ 16：00　土 8：00 ～ 14：00
　　出張所　月～金 8：00 ～ 8：30　10：40 ～ 10：55　11：45 ～ 13：15

⑧　大学 18 階ラウンジの利用は土曜日の帰りの学活・HR 終了後とする。

⑨　放課後は用事が済んだら、速やかに下校する。
　下校時刻以降に居残る場合は、保護者の了承と指導の先生の許可を必要とする。必ず「居残り届け」を提出し所定の場所に掲示すること。

⑩　自分の所持品には必ず記名すること。貴重品は各自で十分に気を付けて管理する。学校生活に不必要なものはいっさい持参しない。

⑪　生徒間での金銭の貸し借り、物品の売買は禁止する。

⑫　校内で金品を拾った場合はすぐに先生に届ける。

⑬　学校の設備・器物を破損した場合はすぐに先生に届け出る。

⑭　携帯電話は、災害時・緊急時の連絡用に限り所持することができる。所持規定を守り、校内では必ず電源を切っておく。

⑮　校内での政治活動・選挙運動は禁止する。

［2］校外生活

①　登下校時は社会のモラル・ルールを遵守する。通学経路外を通ったり、立ち寄りをしたりしてはいけない。立ち寄りが必要な場合は、生徒手帳に記入し、保護者捺印の上担任に届け出る。

② 保護者の承諾なしに外出してはいけない。特に夜間の外出は禁止する。

③ 旅行等で学割が必要な場合は、事務室に申請する。（保護者・担任の確認印が必要）
海外旅行については、所定の用紙であらかじめ担任に届け出る。

④ 生徒の健全育成・個人情報管理の観点から、次の行為を禁止する。

＊化粧・カラーコンタクト・アクセサリー等、学校生活に不要な行為

＊頭髪加工（パーマ・縮毛矯正・染色・脱色等）やピアス等の身体への加工

＊タレント・モデル等の活動、テレビ・雑誌・インターネット等のメディアへの出演
（学校教育活動・スポーツ・伝統芸能等、学校が認めるものはこの限りではない）

＊本校の生徒としての品位を損なうような男女交際

＊保護者を伴わない外泊

＊運転免許取得

＊アルバイト（特別な事情がある場合は、担任に相談すること）

※ 上記外の事項についても、同様の観点から指導・助言する場合がある。

※ ＳＮＳの利用に関しては、28ページを参照のこと。

⑤ 公職選挙法に基づき、校外で政治活動・選挙運動をする場合は、保護者の監督下で行うこと。

Ⅲ 服装・髪型・所持品

・制 服　冬 服：4月～5月　10月～翌3月
夏 服：6月～9月（5月・10月　移行期間）
儀式の時は、長袖着用
スカート丈　ひざがかくれる程度
校章（大）…制服のポケット口の上中央

・セーター（学校指定）制服の上に着用（儀式では着用不可）
紺色―冬服着用期間　白色―夏服着用期間

・ハーフコート（学校指定）11月～翌3月　校章（小）…ハーフコート左襟

・靴 下　学校指定白ソックス　春休み～11月
黒ストッキング　12月～翌3月修了式
但し健康上の理由がある場合は冬服着用開始から可とする
学校指定黒ソックス　12月～翌3月修了式
防寒用として黒ストッキングの上に履く（着用任意）

・髪 型　ショートカットか肩についたら二つに分けて結び、さらに長い髪は三つ編みにする。式典および証明写真撮影時以外は一本結びも可とする。（後ろ中央に耳のあたりの高さに結ぶこと）髪を結ぶ際には、左右や下方に髪を残さないこと。ゴムの色は黒または紺とする。リボンをつけるときは黒または紺の無地で細めのものを使用する。（バレッタ・ゴム付きの物は不可）

※ 式典とは、始業式・終業式・修了式・入学式・卒業式ほか記念式典などをいう

・鞄（学校指定）通学鞄、補助バッグ、ビニール手さげ袋
　鞄に目印として生徒手帳の大きさまでのマスコットを１つつけても良い。
・靴（学校指定）通学用　黒のローファー
　　校内用　上履き（紺）・グラウンド用・体育館用・ダンス用（白）
・体操着（学校指定）半袖上衣とハーフパンツ
・冬期トレーニングウェア・水着・水泳帽（学校指定）

制 服 図 説

冬服

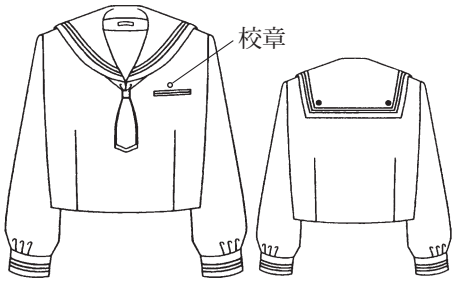

夏服

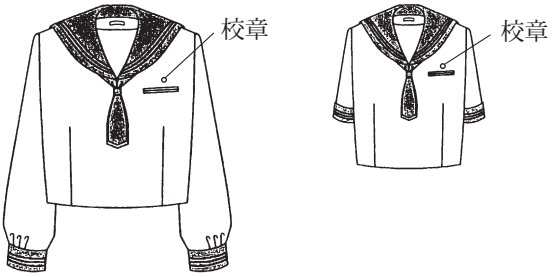

ハーフコート

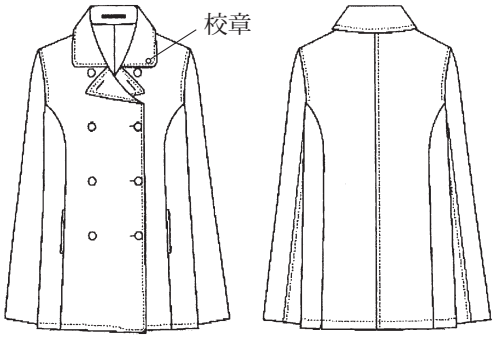

マフラー　　指定なし　冬服着用時のみ

レインコート・長靴　　指定なし

ベスト・スカート

指定セーター

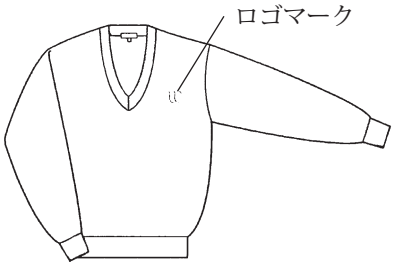

通学靴　型番

ハルタ製靴株式会社 製　ローファー		
材質	幅	型番
本革	２Ｅ	304
	３Ｅ	3048
合皮	２Ｅ	4514
	３Ｅ	4505

髪 型

Ⅳ　定期考査

・１週間前に試験の時間割が発表され、職員室・講師室等への入室が禁止となる。
・部活は１週間前から、原則、試験終了まで活動休止となる。
・教室内の私物を片づけ、掲示物を外し、環境を整える。
・受験の心得
　欠席をしない。
　机の中は空にする。
　携帯の電源がOFFであることを確認する。
　教科書類は鞄の中にしまい、鞄の口をしめる。
　机上には身分証明書の写真が見える面を上にした生徒手帳と筆記用具のみを置く。
　５分前には着席し、試験の開始を待つ。
　不正行為、疑わしい行為をしない。

Ⅴ　清掃美化

・教室とその他の決められた区域を心を込めて当番が掃除する。
・毎日の掃除はエプロンを着用し、大掃除は体操服で行う。

Ⅵ　週番規定

〈クラス週番〉

・２名で活動する。
・教室の黒板の右端に月、日、曜日、週番氏名を記入する。
・１時限終了後すぐにクラスの出欠席を職員室前ホワイトボードに記入する。
（変更は昼休みと放課後に記入する）
・昼休みに、職員室前ホワイトボードで、翌日の時間割変更を確認する。

〈学校週番〉　高校３年生が担当する。
（高校２年生の２学期中間考査最終日の翌週から２年生が担当する）
・分担区域見回り時間　平日（通年）　16：20 ～
　土曜日　　13：30 ～
※見回り終了後、教員の検印を必ず受ける。
・週番引継ぎ：土曜日　13：05　講師室脇
その週と次週の週番各２名が引継ぎを行う。

Ⅶ　保健室の利用

・けがや具合の悪い時に、応急処置をしてもらう。（飲み薬は原則出さない）
・継続的な治療は家庭または病院で行う。
・病院で診察を受けた時は、結果を保健室に報告する。
・病気に関する事や、悩み事があれば、気軽に「相談室」を利用しよう。
・利用時は「来室記録簿」に、氏名、来室時間、症状等を記入する。

スクールカウンセラー（火・金）
・１回 60 分以内　生徒・保護者はカウンセリングを受けることができる。
・希望者は養護教諭または担任に申し出ること。

Ⅷ　自転車通学

申請条件　・自宅から学校までの距離が１km 以上であること。
　　・自宅近くに公共の交通機関がないこと。
　以上２つの条件を満たすことで申請できる。

付帯義務　・校内で行う交通法規の講習会を受講すること。
　　・年１回、自転車安全整備士より点検・整備を受けること。
　　・傷害及び賠償責任保険に加入すること。（加入証のコピーを提出）

Ⅸ　携帯電話所持規程

１．携帯電話は、自然災害、事件事故、突然の体調不良、怪我等の緊急時のみ使用可とする。
２．校内では電源を必ず切っておく。完全に電源を切ることができない機種の使用は認めない。
３．校外でやむを得ず使用するときは、携帯電話の使用マナーに充分配慮する。
４．有害サイト・コンテンツ等へのフィルタリングを必ずかける。保護者は有害アプリの使用やコミュニケーション系サイト・ツールの使用を監視し、使用させないように指導する。
５．保護者と生徒間の連絡は、校内に生徒がいる場合は、必ず学級担任を通じておこなう。
６．ＳＮＳの利用においては、28 ページを参照し、規定を厳守すること。
７．授業中の着信音鳴動は､授業の妨害行為とみなす。定期試験中の着信音鳴動は、不正行為（周囲への妨害行為）として指導の対象とする。
８．上記の１.～６.が守られなかった場合、７.の授業の妨害行為については次の段階を追って指導の対象とする。
　　第１段階　学年指導
　　第２段階　生徒指導部長指導
　　第３段階　学校長指導（保護者同席）
７.の定期試験中の不正使用の場合は、謹慎・校長訓戒とする。

携帯電話は自己責任のもとで管理すること

危　機　管　理

〔1〕　大地震等発生時

① 安否情報の発信

生徒が校内にいる場合は、ホームページに状況を掲載してお知らせします。

始業前・放課後等に発生の際、校内にいる生徒情報は学年・クラス・番号で掲載します。

② 帰宅について

1　原則、保護者（身分証明書を持参、御提示下さい）の迎えにより帰宅

2　1が困難な場合、交通手段等の安全確認後方面別に集団下校

3　帰宅困難な場合は学校待機（宿泊）

〔2〕　台風・大雪等

① 前日に判断できる場合

［通常通り／3時間目から（10：40始業）／臨時休校］

いずれかの対応をホームページ掲載とプリントでお知らせします。

② 当日決定すると決めた場合

前日にプリント配付します。

内容：翌日8：00～ホームページ・フェアキャストで連絡

この場合は［3時間目から（10：40始業）／臨時休校］いずれかの対応となります。

〔3〕　全国瞬時警報システム（Jアラート）発信時

① 生徒在校中に発信された場合　…　発信内容によって避難等、安全を確保する。
帰宅については　〔1〕②に準ずる。

② 登下校中に発信された場合　……　発信内容によって各自が避難等、安全を確保する。
行政の誘導に従ってください。

※ 実被害があった場合は、ホームページに対応を掲載します。

〔4〕　防災・侵入者対策

防災対策

・年数回、避難訓練を実施

・大地震対応マニュアルを配付

・全校生徒3日分の水、食料、毛布等を備蓄

・ＡＥＤ（心肺蘇生器）を要所に4台設置

侵入者対策

・正門に守衛所を設置し、守衛による来校者チェック

・防犯モニターカメラを設置し、職員室で監視

・各教室に非常警報装置と職員室直通のインターホンを設置

ご家庭へのお願い

欠席・遅刻・早退

・保護者が当日の朝、8：00 ～ 8：15 の間に学年指定の電話番号（裏表紙に記載）に電話をかけ、担任にその旨を連絡してください。その後、生徒手帳に事由を記入し、捺印のうえ、担任に提出してください。

・欠席・遅刻・早退をすることが事前にわかっている場合は、生徒手帳に事由を記入し、捺印のうえ、担任に提出してください。

・病気のため１週間を超える欠席の場合は欠席届を提出してください。なお、診断書の提出をお願いする場合もあります。

出席停止

・学校保健法で指定された感染症（例：インフルエンザ、麻疹、百日咳、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、感染症胃腸炎、等）に罹った場合は、出席停止となります。治癒後の登校時には、治癒証明書を担任に提出してください。
（この冊子の治癒証明書用紙をコピーするか、ホームページの治癒証明書をダウンロードしてお使いください）

・家庭での感染症発生や災害に遭った場合には速やかに学校に連絡してください。

変更届

・保護者や生徒の転居・氏名変更、その他の異動があった場合、担任に提出してください。

忌引

保護者　連続５日以内　　親族　連続３日以内

帰路立ち寄り（原則禁止）

・止むを得ず立ち寄る場合は、あらかじめ生徒手帳に事由を記入捺印の上、担任に提出してください。

・習い事や塾等のために継続して立ち寄る場合は、次のように記入・捺印の上、担任に提出してください。変更があったら速やかにご連絡ください。

例	／	継続立ち寄り 毎週火・木曜日に 学習塾○○学院（●●駅）に立ち寄ります。	保護者印	担任印

※ いずれの立ち寄りも通常の通学経路と異なりますので、事故等が起きた場合は災害共済の適応外となります。

「災害共済」について

本校では、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。学校の管理下において生徒が災害にあった場合は、すみやかに担任・部活動顧問までお知らせください。（但しすべてが給付の対象となるわけではありません）

各種届け・願いについて

・体育を見学する場合は、生徒手帳の体育見学届の欄に理由を記入、捺印してください。
・異装、エレベーター使用、車による送迎等を申請する場合は担任に申し出てください。
・自転車通学に関しては p.17 に記載してあります。
・欠席届・休学願・転学願・退学願（高校）の様式は、生徒手帳にも記載してあります。

ＳＮＳの利用について

本校では携帯電話の所持・使用法について規定を設け、保護者の皆様にご協力いただいております。昨今スマートフォンの普及に伴いＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を中心としたインターネットを巡る様々なトラブルが深刻な社会問題となっています。そこでお子様の安全を守るためにも、以下の点をご家庭でも徹底してご指導いただきたいと思います。

インターネット上に次の内容を掲載しないこと
・自分自身および他者の氏名・住所・連絡先
・制服姿の写真
・断りなく使用する他者の写真
・学校名
・他者の誹謗や中傷にあたる内容
・その他　個人情報
インターネットで知り合った人物に会いに行かないこと

※撮影場所の位置情報がわかる場合もありますので、写真を掲載することには、危険が伴います。
またネット上に掲載した情報は、掲載者が制限を掛けたとしても閲覧者からの流出がないとは言えず、不特定多数の閲覧の危険もあります。いったん流した情報を取り消すことは不可能です。誤解を招く内容は掲載させないでください。

その他

・中学１年生は環境の変化に慣れる期間として、体調管理の観点からお弁当持参をお願いしています。
・保護者の皆様には「後援会・母の会」の会員になっていただきます。